

JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

保険薬局に関連する手続の押印が不要になりました

- 1月4日発出のJACDSダイレクトニュース第70号にて、薬機法その他の法令が求めてきた書類上の押印が原則不要となったことをお知らせしましたが、同様に保険薬局に関連する押印も不要となりましたので、お知らせいたします。
- 詳細は次の改正告示第9条と保険局長通知をご覧ください。

・「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第397号)第9条による療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正
——別添1(告示中の第9条のみ抜粋)

・「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」
(令和2年12月25日 都道府県知事・地方厚生局長等あて保険局長通知)
——別添2

- 上記の保険局長通知では、押印が不要になるものとして次のものが挙げられています。ご確認ください(改正省令はJACDSダイレクトニュース第70号にあります)。
 - ① 保険薬局指定申請(改正省令の第10条)
 - ② 保険薬剤師の登録申請(改正省令第10条)
 - ③ 調剤報酬請求書(改正告示第9条)

(文責 中澤)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階
TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1032